通所介護重要事項説明書

令和８年４月１日現在

１．松本市蟻ヶ崎デイサービスセンターの概要

（１）サービス提供場所の名称、所在地等

事業所名	松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター	
所在地	松本市蟻ヶ崎３丁目４番１号	
介護保険事業所番号	2070200403	
相談窓口	電話　３９－３２３２	担当　　矢ヶ崎　真衣

（２）事業所の職員体制

職　名	所　長	生活相談員	看護師	機能訓練指導員	介護職員	その他
人　数	１名	１名以上	１名以上	１名以上	４名以上	３名以上

（３）設備の概要

定　　員	３０名	静養室	１室	
食堂兼機能訓練室	１室　（１０３㎡）	相談室	１室	
浴　　室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	５台	送迎車には、軽自動車３台を含みます。

（４）営業日、営業時間

営業日　　月曜日　～　土曜日　　但し、１２月３１日～１月２日は除く。
営業時間　午前８時３０分　～　午後５時３０分
サービス提供時間　午前８時３０分　～　午後５時３０分

２．サービス内容

○ 送迎　　○ 食事　　○ 入浴　　○ 健康管理　　○ 生活相談
○ レクリエーション　　○個別機能訓練　　等

３．利用料金

○〔契約書別紙〕の利用料金によります。

○キャンセル
お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
☆ご利用日の前日午後５時３０分までにご連絡いただいた場合　無料
☆ご利用日の前日午後５時３０分までにご連絡がなかった場合　５００円
（昼食材料代）

○お支払方法
①　毎月１０日までに前月分の請求を（キャンセル料含む）致しますので、現金で支払う場合は、一週間以内にお支払いください。口座の引き落としの場合は、利用の月の翌月の１８日になります。

②　お支払い方法は、口座の引き落とし払いか現金払い（口座振り込みもあり）になります。

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

サービスの提供を希望される場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

介護支援専門員からのサービス提供票に基づいてサービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①　お客様の都合でサービスを終了される場合

サービスの終了を希望する１ヶ月前までにお申し出ください。

利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、１ヶ月以内のお申し出でも終了できます。

②　当施設の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情でサービスの提供を中止する場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知します。

③　自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

ア、利用者が介護保険施設に入所した場合

イ、利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

ウ、利用者がお亡くなりになった場合

④　その他

ア、当施設が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合及びお客様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、お客様は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

イ、次の事項に該当する場合は、原則としてサービスを終了します。

・お客様のサービス利用料金の支払いが３カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払わない場合

・お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は入院もしくは病気等により、３カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

５．当施設におけるサービスの特徴

＜施設の運営方針＞

利用者が居宅においてその有する能力に応じた日常生活が営めるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかります。

＜福祉サービス第三者評価の受審状況＞

第三者評価の実施　有　　実施日：平成２７年3月１１日

評価機関名：株式会社マスネットワーク

開示状況：長野県　Web　site　信州　第三者評価受審事業一覧（平成２６年度）

６．緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずる他ご家族の方に速やかに連絡いたします。

７．非常災害対策

施設の防災計画に基づき防災訓練等を実施し、非常時の災害に備えています。

尚、防火管理にご協力ください。

８．秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第３者に漏らしません。また、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上でこれを行います。

９．事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０．身体拘束その他行動制限

事業所及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者が、利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行います。この場合、事業者は事前に利用者の法廷代理人、任意後見人、利用代理人もしくは家族に十分説明し、同意を得ます。またサービスの提供記録にその内容を記載します。

１１．虐待防止に向けた体制等

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果につて職員に周知徹底をします。また虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発防止策を講じるとともに松本市へ報告します。

１２．契約の解除

利用者、その家族または関係者が、事業者や職員、他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合には、契約解除します。

〔本項目に該当する具体例〕

セクシャルハラスメント行為、暴行行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合。

１３．サービス内容に関する相談、苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は次の窓口までお申し出ください。

相談窓口	担当　　松澤　充子　　矢ヶ崎　真衣
電話番号	０２６３－３９－３２３２
受付時間	月曜日～土曜日　午前８時３０分～午後５時３０分
相談窓口	松本市役所高齢福祉課
電話番号	０２６３－３４－３２１４
受付時間	月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分
相談窓口	国保連合会苦情窓口
電話番号	０２６－２３８－１５８０
受付時間	月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時
相談窓口	長野県福祉サービス運営適正化委員会
電話番号	０２６-２２６-２２１０
受付時間	月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時
相談窓口	ケアプランを作成した居宅介護支援事業所
	担当ケアマネージャー

デイサービスセンターでは、みなさまからのご相談、ご要望、苦情等の解決に次のように取組みます。
また、万が一不利益な扱いを受けた場合は、責任ある対応を取りますので、苦情解決責任者まで
お申し出ください。

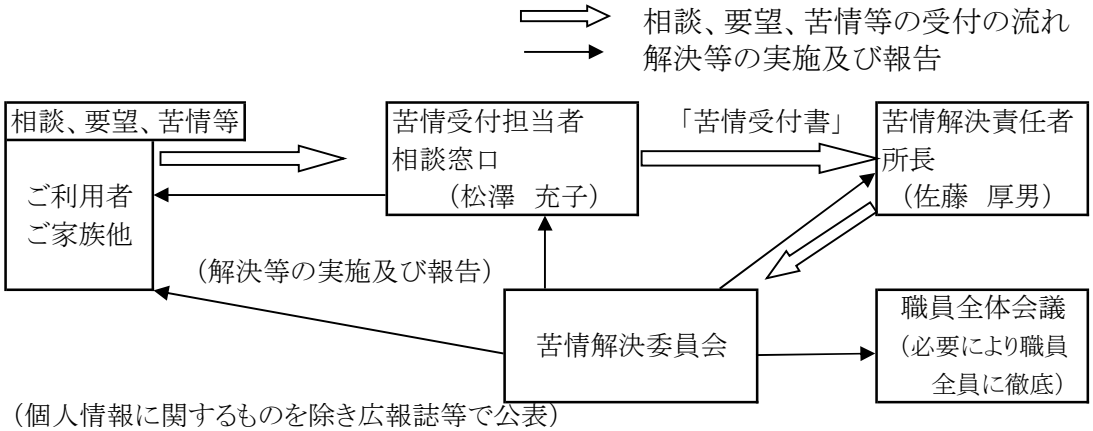

相談、要望、苦情等の受付の流れ
解決等の実施及び報告

（個人情報に関するものを除き広報誌等で公表）

１４．当法人の概要

（１）名称　　社会福祉法人ジェイエー長野会

（２）代表者　　上原　孝義

（３）施設、拠点

①介護老人福祉施設	１２施設	⑦通所介護	１３ヶ所
②短期入所生活介護	９ヶ所	⑧訪問介護	９ヶ所
③養護老人ホーム	２ヶ所	⑨訪問看護	１ヶ所
④認知症対応型共同生活介護	５ヶ所	⑩居宅介護支援事業所	１０ヶ所
⑤小規模多機能型居宅介護	４ヶ所	⑪地域包括支援センター	３ヶ所
⑥障がいサービス	２ヶ所		

令和　　年　　月　　日

通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者　所在地　松本市蟻ヶ崎３丁目４番１号

名　称　松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター

説明者　所属　生活相談員

氏名　矢ヶ崎　真衣

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者　住所

氏名

代理人　住所

氏名

利用者との続柄　（　　）